

平成27年度集团的個別指導

保険医療機関及び保険薬局の集团的個別指導の選定については、指導大綱第4の3において、「保険医療機関の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の1件当たりの平均点数が高い順に選定する。なお、集团的個別指導又は個別指導を受けた保健医療機関等については、翌年度及び翌々年度は集团的個別指導の対象から除く。」とされている。

また、平成20年9月30日付事務連絡「「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について」の取扱いにおいて、保険医療機関等の類型区分は医科の病院が4区分、医科の診療所が11区分、歯科が1区分、薬局が1区分とされており、集团的個別指導の対象となる保険医療機関等については「レセプト1件当たりの平均点数が都道府県の平均点数の一定割合（病院（歯科を除く）にあつては1.1倍、その他にあつては1.2倍）を超えるものであり、かつ、前年度及び前々年度に集团的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等を除き、類型ごとの保険医療機関等の上位より概ね8%の範囲に位置する保険医療機関等をいうものとする。」とされている。

さらに、平成24年1月30日付事務連絡・集团的個別指導等の対象保険医療機関の選定において、医科の診療所の類型の①内科を、特掲診療科の施設基準等に定める在宅療養支援診療所の届出をしている診療所とそうでない診療所に分けることとされ、医科の診療所は12区分となった。